

【記載例(初回申請の場合)】

盛岡市新型コロナウイルス感染症関係事業主雇用継続支援金計算書

【例】

- ①「雇用調整助成金(休業分)」の支給金額が1,500,000円
②「緊急雇用安定助成金(休業分)」の支給金額が235,000円
③申請1回目
- } の場合

(1) 「雇用調整助成金」の支給決定金額のうち休業分	1,500,000円
(2) 緊急雇用安定助成金の支給決定金額のうち休業分	235,000円
(3) (1)と(2)の合計額	1,735,000円
(4) (3)の10%の額(※1,000円未満切り捨て)	173,000円
(5) 支給限度額	300,000円
(6) (4)と(5)を比較していずれか少ない方の額	173,000円
(7) 既に盛岡市から支給を受けた雇用継続支援金の合計額 ※初回の申請の場合は「0円」	0円
(8) 今回支給申請できる上限額((5)-(7))	300,000円
(9) 今回支給申請額((6)と(8)を比較していずれか少ない方の額)	173,000円